

**セーフシティあつぎ推進条例の骨子に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和8年5月1日（金曜日）から令和8年6月1日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 6人 |
| (2) 意見の件数 | 7件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件 |

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1 条例の骨子について			
1	長年住んでおりますが、厚木市は犯罪等の少ないセーフシティと考えています。骨子を拝読し、推進に賛成します。些細なことかもしれませんが、厚木シティプラザ前のタイルが破損し、つま先が引っかかり転倒した経験があり、修復されるといいなと思いました。公道の通行の安全もセーフシティ推進に含まれるのであれば、この様なことを防ぐことができるように期待します。また、厚木市全体のセーフティシティあつぎの推進に、表彰制度が活きるのであれば、大変良いことと思います。	セーフシティあつぎでは、市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的として、市・市民・関係団体等が一体となって取り組んでまいります。 タイルの破損につきましては、所管課に情報提供し、現場確認を実施しました。現状では破損箇所の確認はできませんでしたが、修復が必要な箇所がありましたら、今後も引き続き、関係部署と連携して対応してまいります。 また、具体的な取組については、セーフシティあつぎ推進基本計画を策定し、交通安全も重点課題の一つに位置付け、交通安全施設や道路交通環境の整備にも取り組んでまいります。 さらに、安心安全の向上に寄与する優れた取組を顕彰す	

		ることで、他の地域への広がりや更なる活動の活性化を図ってまいります。	
2	防災については何もやらないんですか？防災こそこういう仕組みでやったほうがいいと思います。もしやるなら、ちゃんと条例に文字として防災を入れてほしいです。	本条例では、セーフシティあつぎの推進における基本理念や方向性を定め、具体的な取組については、セーフシティあつぎ推進基本計画を策定し、総合的かつ計画的に実施していきます。 計画には、けが予防、交通安全、治安向上と併せて、防災についても重点課題として位置づけ、取り組んでまいります。	
3	個人の権利を制約しない範囲で、条例の制定は、必要です。しかし、ペットを飼ってる人のマナーは、相変わらず悪いですね。	本条例では、市民の役割として、セーフシティあつぎに対する理解を深め、その取組に参加・協力するよう努めることを規定し、自主的な活動の促進を図ります。 ペットの飼い主のマナーに対する御意見につきましては、所管課と情報共有させていただきます。	

2 施策について		
4	各地区、防犯カメラの設置して欲しい	具体的な取組につきましては、条例に基づく基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。 なお、本市では、見守りシステム整備事業として、市内公共施設に防犯カメラの設置を進めています。 また、自治会等の防犯活動団体が設置する防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助し、地域防犯力の向上を図っています。
5	セーフコミュニティから、言い回しが変わるのは良いですが。安心安全を前面に出していますが、本当に安心安全を謳うのならば、本厚木駅から1キロ圏内に防犯カメラを電信柱間隔で設置して犯罪や迷惑行為防止に取り組んでいただきたいと思います。	具体的な取組につきましては、条例に基づく基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。 なお、本市では、市民を始め、来街者を見守り、誰もが安心して楽しむことができる繁華街を実現するため、本厚木駅周辺に、防犯カメラを27箇所、計59台設置しています。 また、令和8年4月1日に客引き行為等防止条例を改正施行し、規制対象となる指定営業に居酒屋やカラオケ店を追加するなど、客引き行為等に対する規制を強化しました。 引き続き、関係団体等と連携して、本厚木駅周辺の環境浄化に取り組んでまいります。

6	厚木一番街はスピーカーでアナウンスしてもガラの悪いのがたむろして気持ち悪いし恥ずかしくて友人を招く事が出来ない。風俗店が存在しており一つ残らず一掃して欲しい。	具体的な取組につきましては、条例に基づく基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。 なお、厚木一番街における客引き対策の一つとして、関係商店会が街路灯スピーカーを設置し、通行人に対して、客引き行為等への注意喚起や路上喫煙の禁止を呼び掛けています。 また、本市では、客引き行為等対策として、月曜日から土曜日まで（祝日を除く。）の午後5時から午後11時までの時間帯に、客引き行為等指導員によるパトロールを実施しています。 風俗営業につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に従って、人的・場所的・設備的条件を満たす営業者が都道府県公安委員会の許可を受けて営んでいます。 不適切な営業方法を認知した場合には、市の責任や権限の下で注意・指導を行い、また、厚木警察署とも連携・協力を密にして対処してまいります。	
---	--	---	--

7	民間の力を借りるのはいいですが、それ以上に警察官によるパトロールを増やして欲しい。警察官は大変になりますが特に金曜日から日曜日、連休等人出が多くなる日の夜間は常に居続けて欲しい。同時に駐停車違反も取り締まりして欲しい。駐停車違反の取り締まりは民間の協力で進めて欲しい。警察官のリソースを使用するのはもったいないので。本厚木駅周辺にたむろする人の資金源の一つに風俗店があるならそこをどうにかしないと焼け石に水です。違法でないなら問題ないですが違法かどうか常に注視して下さい。又今後増やさないように公平性を考慮して条例を改正して下さい。	具体的な取組につきましては、条例に基づく基本計画を策定する際の参考にさせていただきます。 なお、警察官によるパトロールにつきましては、事案の発生状況に応じて実施されており、本厚木駅周辺地区においては、本市と厚木警察署が合同パトロールを定期的に実施するなど、連携を図っています。 さらに、本市では、客引き行為等対策として、月曜日から土曜日まで（祝日を除く。）の午後5時から午後11時までの時間帯に、客引き行為等指導員によるパトロールを実施しています。 駐停車違反につきましては、厚木警察署では、民間委託による駐車監視員を導入し、放置車両の取締りを行っています。 風俗営業につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に従って、人的・場所的・設備的条件を満たす営業者が都道府県公安委員会の許可を受けて営んでいます。 不適切な営業方法を認知した場合には、市の責任や権限の下で注意・指導を行い、また、厚木警察署とも連携・協力を密にして対処してまいります。	
---	---	--	--

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 くらし交通安全課
- (2) 連絡先 046-225-2148

5 結果公開日

令和8年7月1日 公開